**◆女性活躍推進法関係 広報原稿例◆**

【１．広報原稿例】文字数：302字

|  |
| --- |
| **事業主の皆さま、女性活躍推進法に基づく「女性の活躍に関する情報公表」はお済みですか**常時雇用する労働者数が301人以上の事業主については、①「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」の区分から「男女の賃金の差異」を含めた2項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境整備」の区分から1項目を選択して3項目以上を公表する必要があります。情報公表の内容については、おおむね年1回以上更新してください。情報公表に当たっては厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」（https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/）や自社のホームページ等インターネットの利用などにより公表してください。【問い合わせ先】茨城労働局雇用環境・均等室　☎029-277-8295 |

２．【広報原稿例２】文字数：350文字

|  |
| --- |
| **事業主のみなさま、「女性活躍推進アドバイザー」があなたの会社を支援します！**女性活躍推進法では常時雇用する労働者数が101人以上の事業主は一般事業主行動計画の策定や情報公表等が義務となっています。「女性活躍推進センター」（厚生労働省委託事業）では専任の「女性活躍推進アドバイザー」が、女性活躍に関する状況の把握や課題の分析、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定と届出まで、一貫した支援をきめ細やかに行います。また、令和4年7月8日から改正となった「男女の賃金の差異の開示義務化」（常時雇用する労働者数が301人以上の事業主が対象）についての具体的な対応方法等のお悩みにも対応しております。支援にかかる費用は全て無料ですので、社内の体制整備にご活用ください。【問い合わせ先】女性活躍推進センター　☎075-741-7862 |